

指定通所介護・介護予防通所介護相当サービス

運 営 規 程

社会福祉法人 天宣会

デイサービスセンター こまぎ安心館

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 天宣会（以下「事業者」という。）が開設する
デイサービスセンターこまぎ安心館（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、
及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運
営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介
護状態[介護予防にあっては要支援状態]にある高齢者等（以下「要介護者[要支援者]」
という。）に対し、適正な指定通所介護[指定介護予防通所介護相当サービス]を提供
することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立
場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有
する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話
及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持
並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその
居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援
及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者
の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援
事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医
療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス
の提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター こまぎ安心館
- (2) 所在地 千葉県流山市駒木649番3
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 定 員 25人

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従
業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

- ①生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、

事業計画の作成、通所介護計画、介護予防通所介護相当サービスに係るサービス計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

②看護職員 営業日ごとに1名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

③介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて2名以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

④機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(3) その他

事務職員 1名以上（併設施設と兼務）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く。）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプランに基づいてサービスを行うものとする。事業を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準によるものとする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴（一般浴及びリフト浴）

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態チェック

(5) 送迎

(6) アクティビティ〔介護予防〕

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。

4 食費（昼食代）は、一食当たり750円を徴収する。

5 おむつ代は、リハビリパンツ180円、紙おむつ200円、尿取りパット50円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用料の変更等）

第7条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（事故発生時の対応）

第8条 事業所はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第9条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者[介護予防にあっては地域包括支援センター]等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（相談・苦情対応）

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

事業所は利用者からの苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応するものとする。

2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、流山市一部及び柏市一部の区域とする。

流山市一部：青田、市野谷、後平井、江戸川台西1～4丁目、江戸川台東1～4丁目、大畔、加、加1～6丁目、上貝塚、上新宿、上新宿新田、北、桐ヶ谷、こうのす台、駒木、駒木台、小屋、芝崎、下花輪、十太夫、谷、中、長崎1～2丁目、中野久木、流山1～4

丁目、西初石 1～6 丁目、西深井、野々下 1～6 丁目、東初石 1～6 丁目、東深井、平方、平方村新田、深井新田、富士見台、富士見台 1～2 丁目、古間木、平和台 1～5 丁目、前平井、美田、南、美原 1～4 丁目、三輪野山、三輪野山 1～5 丁目、若葉台

柏市一部：青田新田飛地、明原 1～4 丁目、伊勢原 1 丁目、柏の葉 1～6 丁目、上三ヶ尾飛地、かやの町、下三ヶ尾飛地、高田、豊四季台 1～4 丁目、中十余二、西柏台 1～2 丁目、西三ヶ尾飛地、西町、西原 1～7 丁目、みどり台 1～5 丁目、向原町、柏インター南、柏インター東

2 介護予防通所介護相当サービスの通常の事業の実施地域は原則流山市のみとする。

(感染症対策)

第 12 条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に 1 回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随時見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に(年 1 回以上)開催すること。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を消防計画に則り実施する。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年 1 回以上)実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 15 条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるもの

とする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修（年1回以上）の実施。

（個人情報の保護）

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第17条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対しての次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（禁止行為）

第18条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に反し、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

（職員の質の確保）

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 事業所は、利用者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる

ために必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第20条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(掲示)

第21条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 天宣会の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人天宣会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年8月1日から施行する。

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成30年8月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

この規程は令和7年9月1日から施行する。